

(3) 自動車等の種類は別表のとおりとする。

2 料金の徴収期間

平成 1 4 年 5 月 1 7 日から 3 0 年間

別表

車種区分	自動車等の種類	摘 要
普通車	イ 小型自動車	道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号。以下「法」という。）第 3 条に規定する小型自動車（カに該当するものを除く。）をいい、専ら人を運搬する構造のものにあつては、乗車定員が 1 0 人以下のものをいう。
	ロ 普通乗用自動車	法第 3 条に規定する普通自動車で専ら人を運搬する構造のものうち、乗車定員が 1 0 人以下のものをいう。
	ハ 普通貨物自動車 （車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満のもので 3 車軸以下のもの）	法第 3 条に規定する普通自動車で専ら貨物を運搬する構造のもの（以下「普通貨物自動車」という。）のうち、車両総重量 8 トン未満かつ最大積載量 5 トン未満のもので車軸数の合計が 3 以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2 車軸）をいう。
	ニ 乗合型自動車 （乗車定員 1 1 人以上 2 9 人以下のもので車両総重量 8 トン未満のもの）	法第 3 条に規定する小型自動車又は普通自動車で専ら人を運搬する構造のもの（乗車定員 1 0 人以下のものを除く。）（以下「乗合型自動車」という。）のうち、乗車定員が 2 9 人以下のもので車両総重量 8 トン未満のものをいう。
	ホ けん引自動車が普通車（普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）又は軽自動車等である連結車両	イ又はロに該当するけん引するための構造及び装置を有する自動車（以下「けん引自動車」という。）とけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）で、車軸数が 1 のものとの連結車両及びワ、カ又はヨに該当するけん引自動車と被けん引自動車との連結車両をいう。
大型車	ヘ 普通貨物自動車	普通貨物自動車のうち、車両総重量 8 トン以

(I)	<p>(車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上のもので 3 車軸以下のもの及び車両総重量 2 5 トン以下のもので 4 車軸のもの)</p>	<p>上又は最大積載量 5 トン以上のもので車軸数の合計が 3 以下のもの (ハに該当するものを除く。) 及び車両の総重量が車両の通行の許可の 手続等を定める省令 (昭和 3 6 年建設省令第 2 8 号) 第 1 条の表に掲げる限度以下、かつ、長さ等が車両制限令 (昭和 3 6 年政令第 2 6 5 号) 第 3 条第 1 項第 1 号から第 5 号まで (第 2 号イを除く。) に定める限度以下で車軸数の合計が 4 のもの並びに被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ (3 車軸) をいう。</p>
	<p>ト 乗合型自動車 (路線を定めて定期に運行するもの等)</p>	<p>乗合型自動車で乗車定員が 3 0 人以上のもの又は車両総重量 8 トン以上のもののうち、道路運送法 (昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号) 第 4 条の規定による免許を受けて同法第 3 条第 1 号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が当該免許に係る路線を定期に運行するもの及び同法第 3 条第 1 号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第 2 1 条第 2 号の規定による許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの並びに乗合型自動車で車両総重量 8 トン以上のもののうち、乗車定員が 2 9 人以下のもので車両の長さ 9 メートル未満のものをいう。</p>
	<p>チ けん引自動車が普通車又は大型車 (2 車軸のもの) である連結車両</p>	<p>イ又はロに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数の合計が 2 以上のものとの連結車両、ハ又はニに該当するけん引自動車と被けん引自動車で車軸数が 1 のものとの連結車両及びへ又はトに該当するけん引自動車で車軸数の合計が 2 のものと被けん引自動車で車軸数が 1 のものとの連結車両をいう。</p>
<p>大型車 (II)</p>	<p>リ 普通貨物自動車 (4 車軸以上のもの)</p>	<p>普通貨物自動車で、車軸数の合計が 4 以上のもの (へ又はヲに該当するものを除く。) をいう。</p>

	ヌ 大型特殊自動車	法第 3 条に規定する大型特殊自動車で、ポール・トレーラ以外のものをいう。
	ル 乗合型自動車 (その他)	乗合型自動車で、乗車定員 30 人以上のもの又は車両総重量 8 トン以上のもの(トに該当するものを除く。)をいう。
	ヲ 連結車両 (その他)	けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(ホ又はチに該当するものを除く。)をいう。
軽自動車 等	ワ 軽自動車	法第 3 条に規定する軽自動車をいう。
	カ 小型二輪自動車	法第 3 条に規定する小型自動車のうち、二輪自動車であるものをいう。
	コ 小型特殊自動車	法第 3 条に規定する小型特殊自動車をいう。

熊本県収用委員会公告第 9 号

公 示 送 達

熊本県球磨郡五木村丙字金川 1106・1131 番 7、1153 番、1207 番、1242 番、1259 番の土地所有者

氏名 山下耕司(持分 45360 分の 21)

住所 居所不明ただし住民票上の住所

熊本県熊本市吉原町 12 番地

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 46 条第 2 項の規定に基づき上記の者に送達すべき下記書類は、当収用委員会事務局(熊本県土木部用地対策課内)において保管してあるので、出頭のうえその交付を受けて下さい。

記

平成 14 年 5 月 7 日付け熊収第 28 号の書類(一級河川球磨川水系川辺川ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事の土地収用案件に係る第 3 回審理開催通知書)

(注意)上記書類を受領しないときは、平成 14 年 5 月 28 日をもって書類の送達があったものとみなされます。

平成 14 年 5 月 15 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃